

軽油引取税納付申告書

(令和 年 月 日 ~ 月 日分)

受付印

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

個人番号又は法人番号	(右詰で記載)	
納税者の氏名又は名称	この申告に应答する係及び氏名並びに電話番号	電話 ()
納税者の住所又は所在地		

事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理区分
		00		
発信年月日	申告年月日			
通信日付印	確認印			

※処理区分

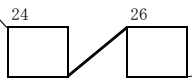
令和 年 月分

課税の区分	数量	課税の区分	数量
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量 ①	(イ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 ⑯
	控除分 ①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ②		⑯のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途) ⑰
	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 ③		⑯-⑰のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑱
	差引計 ①-②-③ (ア)		⑯-⑰のうち既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油税の数量 ⑲
(イ) 石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 ④	(ロ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	譲渡した軽油の数量 (ロ)
	控除分 ④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑤	(ハ) 免税軽油の引取りを行った者が免税用途以外の用途に供するためその軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 (ハ)
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑥	(ニ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費又は譲渡した軽油の数量 ⑳
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 ⑧		控除分 ⑯-⑰のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ㉓
差引計 ④-⑤-⑥-⑦-⑧ (イ)	⑯-⑰のうち既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油税の数量 ㉔	差引計 ㉒-㉓-㉔ (ニ)	
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限り)	消費した炭化水素油の数量 ⑨	(ヘ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量 (ヘ)
	控除分 ⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑩	合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)	a
	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 ⑪		
差引計 ⑨-⑩-⑪ (ウ)	納付すべき軽油引取税額	32.1 円 × a	円
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量 ⑫	添付免税証 枚 (リットル分)	
	控除分 ⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑬		
	⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ⑭		
	⑫のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量 ⑮		
差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮ (エ)			

第十六号の十二様式(提出用)(用紙日本工業規格A4)(第八条の二十八関係)

1	7	17	22	23	28	30	30
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	ホト'区分	予備	整理区分	
161200			00	00			

44	49
----	-------	----



28	30	43
01		
02		
03		
04		
05		
06		
07		
08		
09		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		

28	30	43
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
28	30	41
33		

第十六号の十二様式（入力用）（用紙日本工業規格A4）（第八条の二十八関係）

軽油引取税納付申告書

(令和 年 月 日 ~ 月 日分)

受付印

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理区分
		00		
発信年月日		申告年月日		
通信日付印	確認印			
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)				
納税者の氏名又は名称			この申告に应答する係及び電話番号	
納税者の住所又は所在地			電話 ()	

令和 年 月分

課税の区分	数量		課税の区分	数量	
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量	① リットル	(イ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量	⑬ リットル
	控除分	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量		⑬のうち免税用途に供した軽油の数量 (免税用途：)	⑭
		①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量		⑬-⑭のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量	⑮
	差引計	①-②-③		⑬-⑭のうち既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油税の数量	⑯
(イ) 石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量	④	(ロ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	譲渡した軽油の数量	(ロ)
	控除分	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量	(ハ) 免税軽油の引取りを行った者が免税用途以外の用途に供するためその軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量	(ハ)
		④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量	(ニ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費又は譲渡した軽油の数量	⑲
		④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量		控除分	⑲-⑳のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量
差引計	④-⑤-⑥-⑦-⑧	(ヘ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	⑲-⑳のうち既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油税の数量	㉒	
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合 (道路を運行した分に限り)	消費した炭化水素油の数量	⑨	(コ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量	(コ)
	控除分	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量	合計	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)	㉓
		⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量	納付すべき軽油引取税額	32.1 円 × ㉓	円
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有していた場合 (引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量	⑫			
	控除分	⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量			
		⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量			
	差引計	⑫-⑬-⑭-⑮			

添付免税証 枚 (リットル分)

第十六号の十二様式 (控用) (用紙日本工業規格 A 4) (第八条の二十八関係)